

# 東京都後発医薬品安心使用促進に向けた 具体的方策（ロードマップ）

令和 3 年 3 月  
東京都福祉保健局

# 東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）について

○「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成25年4月5日厚生労働省）では、主に、以下の項目について課題が挙げられている。

①安定供給（※）

製造管理、品質管理、原薬確保及び需要予測の誤り等による品切れの発生

②品質に対する信頼性の確保

品質に対する医療関係者や国民へのさらなる理解の促進

③情報提供の方策

医療関係者への情報提供の充実、医療関係者の情報収集・評価の負荷の解消

④使用促進に係る環境整備

後発医薬品の推進の意義、メリットについてのさらなる理解の促進、使用促進に向けた都道府県協議会活動の強化

（※）「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成25年4月5日厚生労働省）において、都道府県の取組として挙げられていない項目であるが、東京都の「後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート結果」（令和2年3月）では医療機関・薬局が重視している項目

○東京都は、上述の4つの項目を柱とした上で、令和元年度に実施した「後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート結果（令和2年3月東京都福祉保健局）」で把握した都の現状を踏まえ、令和3年度以降の取組の方向性を具体的方策（ロードマップ）として示す。

# 東京都の現状（1）

## 項目

## 現状

### 安定供給

**後発医薬品の採用や使用促進に当たり「安定供給」を重視する割合が高い。**

○後発医薬品の使用を進めていく場合、重要と考える条件（複数選択）

→安定的な供給 81.0% <薬局第1位>

○後発医薬品を採用する際に重視すること（複数選択）

→メーカー・卸売業者が十分な在庫を確保し、安定的に供給されていること 75.7% <病院第2位>、  
72.2% <薬局第2位>

○後発医薬品に不安感を抱いたきっかけや理由、内容等

→供給不足による院内採用薬の変更 54.3% <病院第1位>

### 品質に対する 信頼性の確保

**患者や医療関係者は、先発医薬品との効果の同等性や品質を重要視している。**

○後発医薬品を使用するに当たって重要だと思うこと（複数選択）

→効果（効き目）が先発医薬品と同じであること 81.7% <患者第1位>、  
副作用の不安が少ないこと41.6% <患者第3位>

○後発医薬品を採用する際に重視すること（複数選択）

→先発医薬品と適応症が一致 79.2% <病院第1位>、74.8% <診療所第1位>、74.7% <薬局第1位>

# 東京都の現状（2）

項目

現状

**薬局・医療機関に対して、後発医薬品の品質・有効性・供給に関する情報が不足している。**

○後発医薬品に不安感を抱いたきっかけや理由、内容等（複数選択）

→添加物の違いに不安感

68.3%＜診療所第1位＞、65.4%＜病院医師第1位＞、51.7%＜薬局第1位＞

先発医薬品との効果の違い

60.3%＜診療所第2位＞、58.7%＜病院医師第2位＞、41.2%＜薬局第2位＞

供給に関する情報量が不足 51.9%＜病院第2位＞

○後発医薬品に関して、不足していると感じる情報（複数選択）

→添加物 53.4%＜診療所第1位＞、50.0%＜病院医師第1位＞、31.6%＜薬局第2位＞

副作用 48.2%＜診療所第2位＞、44.9%＜病院医師第2位＞

適応症 36.3%＜薬局第1位＞

情報提供の  
方策

**後発医薬品の安心使用促進に向け、患者・医療関係者に対する一層の普及啓発や保険者の取組への支援が必要**

○ジェネリック医薬品について聞いたことがある 96.4%（患者）

○ジェネリック医薬品について知っている内容（複数選択）

→認知度が高い内容 先発医薬品と比べて薬の金額が安い 92.9%＜患者第1位＞

認知度が低い内容 国で承認された薬 51.8%（患者）

○後発医薬品を積極的に処方する理由

→患者の経済的負担を軽減できる 79.6%＜病院医師第1位＞、75.8%＜診療所第1位＞

○後発医薬品を積極的に処方しない理由（複数選択）

→後発医薬品の品質や医学的な理由（効果や副作用）に疑問 90.0%＜病院医師第1位＞、71.1%＜診療所第1位＞

○保険者における後発医薬品の使用促進に向けた取組内容（複数選択）

→差額通知の実施 89.4%＜保険者第1位＞、希望カード等の配布 76.7%＜保険者第2位＞

使用促進に係  
る環境整備

東京都後発医薬品安心使用促進に向けた  
具体的方策（ロードマップ）の柱

- 1 安定供給
- 2 品質に対する信頼性の確保
- 3 情報提供の方策
- 4 使用促進に係る環境整備

令和5年度における到達目標

都民や医療関係者が、後発医薬品  
（ジェネリック医薬品）を安心して  
使用できるよう、  
理解促進・環境整備を図る。  
（福祉保健局モニター調査を活用し、  
都民の認知度・理解度を確認）

（結果として）  
使用割合80%以上も満たす  
（地域別使用割合等を経年比較し、確認）

# 東京都の取組の方向性

具体的方策（ロードマップ）の柱	令和3年度以降の方向性
1 安定供給	<p>■後発医薬品安定供給への関与</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○卸団体への調査及び結果を踏まえた薬事監視業務の実施</li><li>○業界団体への働きかけ、厚生労働省への要望提出</li></ul>
2 品質に対する信頼性の確保	<p>■後発医薬品の品質の確保及び都民・医療関係者の後発医薬品の品質に対するさらなる理解促進に向けた取組</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○厚生労働省から依頼を受けて、溶出試験を実施（後発医薬品品質確保対策事業）</li><li>○リーフレットやポスター、SNS等を活用し、高齢者や子供の親世代など対象者の特性や状況に応じた効果的な普及啓発を実施</li></ul>
3 情報提供の方策	<p>■医療関係者の理解促進に向けた取組及び必要な情報提供</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○医療関係者に対し、動画配信形式による講演会等を実施し、都内及び他地域における取組事例の紹介（講演内容例）<ul style="list-style-type: none"><li>・院内の選定・採用手順</li><li>・使用ガイド付きの医薬品集（フォーミュラリー）</li><li>・都内の区市町村レベルでの協議会</li></ul></li><li>○お薬手帳等を活用した医療機関への調剤情報の伝達ツールの検討</li><li>○都薬剤師会が実施する後発医薬品情報提供サイトへの支援</li><li>○「t-薬局いんふお」による各薬局の後発医薬品備蓄数の公表</li></ul>
4 使用促進に係る環境整備	<p>■保険者の取組への支援</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ジェネリックカルテの分析結果の情報提供による区市町村の取組（地域の実情に応じた啓発や医療関係者への説明など）への支援</li><li>○保険者協議会と連携した差額通知事業等の事例共有</li><li>○保険者の後発医薬品希望カード・シール、差額通知等の取組に対する財政支援</li></ul>

（注）国の動向等により、取組の方向性は随時見直しを行う場合がある。